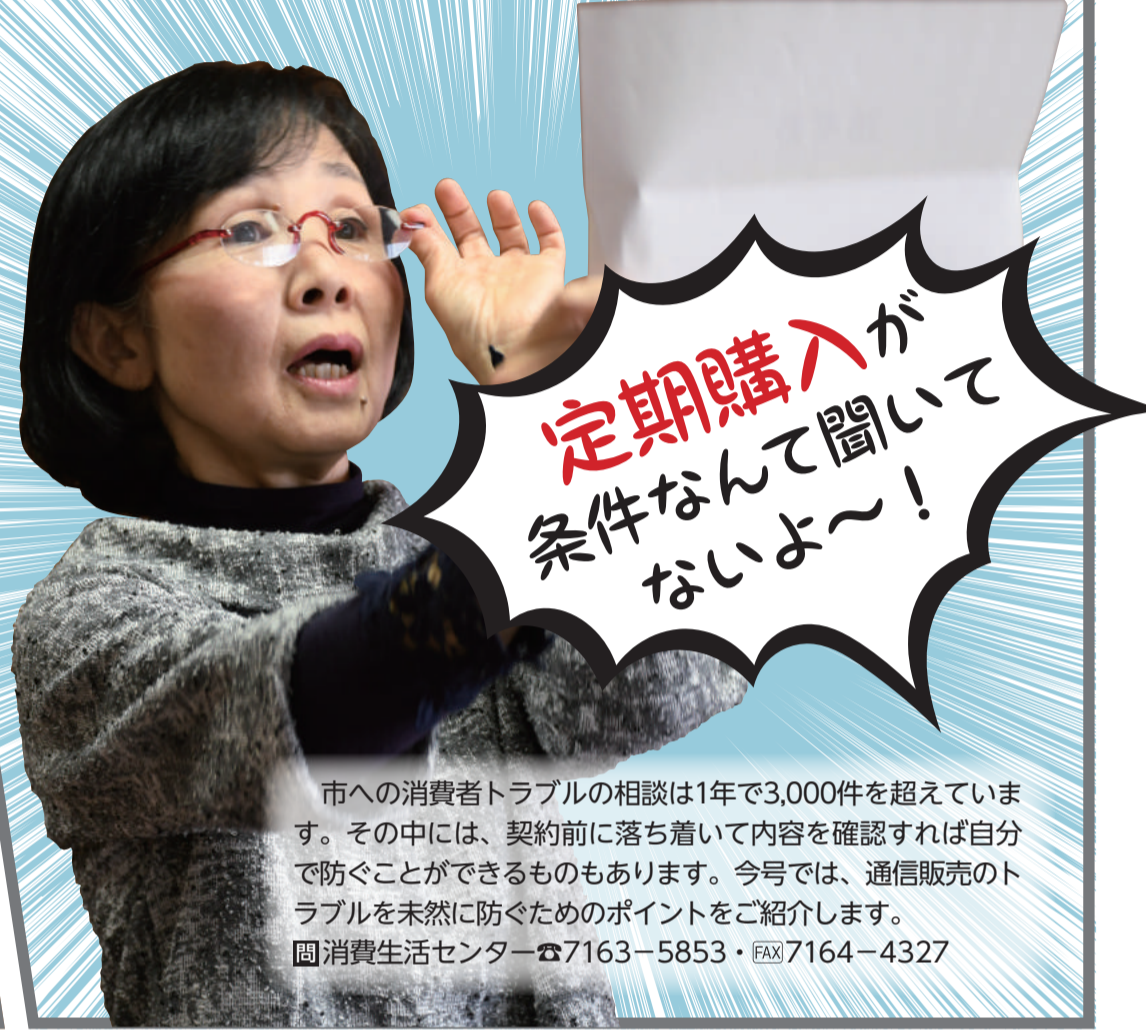


ちょっと待った! それってホントにお得ですか!?



市への消費者トラブルの相談は1年で3,000件を超えています。その中には、契約前に落ち着いて内容を確認すれば自分で防ぐことができるものもあります。今号では、通信販売のトラブルを未然に防ぐためのポイントをご紹介します。
消費生活センター ☎7163-5853 ・ FAX 7164-4327

「お試し価格」「初回無料」に潜むワナ… 買う前に「ここだけはチェック!」

インターネットを利用した通信販売は、便利な反面、消費者トラブルの危険が潜んでいることも。昨年の12月に施行された改正特定商取引法では、定期購入契約の広告に「支払い代金の総額」「契約期間」の明記が義務付けられました。契約前に、特にこの項目の内容をチェックしましょう。

下まで見ると、小さな文字で何か書いてある!

契約期間をチェック!
え!? 1回だけじゃないの?

〇注文明細

商品名	健康美容カプセル定期購入コース(5カ月間定期購入コース)
商品総額	500円(税抜)
送料	0円
消費税	40円
総額	540円(5カ月コースのうち初月分・税込)

5カ月間定期購入コース

注文を確定する

5カ月間定期購入コースの内容(内容を確認するまでは申し込みができません)

- 健康美容カプセル定期購入コースは5カ月間の定期購入契約となり、総額15,500円になります。
- 初(月)回のみ、お支払額は540円(送料・税込)になります。
- 第2回から第5回までは1月あたり3,740円(送料・税込)となります。

総額15,500円

支払い代金の総額をチェック!
500円って書いてあったのに…こんなにかかるの!?

私たちのようにならないで… 通信販売の「ここに注意!」

気を付けるのは「予期せぬ定期購入」だけじゃない! 実際にあった相談事例を紹介します。

使っていないのに返品できないの!? Aさん(66歳・女性)

購入した商品のサイズが合わなかったので返品しようとしたところ、断られてびっくり。通信販売には「クーリングオフ」の制度がないなんて、知りませんでした…。

ここに注意! 「クーリングオフ」は訪問販売などの不意打ち性のある取引から消費者を守る制度のため、事前に商品情報を確認できる通信販売には適用されません。

- 申し込み時に「特定商取引法に基づく表示」「利用規約」や返品条件をよく読んで購入しましょう
- 申し込み内容が書かれている最終確認画面を証拠として印刷したり、保存したりしておきましょう



市のホームページでは他の事例も紹介しています

契約するときに「おかしい」「困った」と思ったら 消費生活相談 ☎7164-4100

(月～金曜日、第3土曜日 午前9時～午後4時30分)

専門の相談員が中立・公平な立場で解決のためのお手伝いをします。
◎事業者への指導権限はありません

賢い消費者になろう! 「柏市消費者教育推進計画」を初めて策定

市民が多様化・深刻化する消費者トラブルに対応できるような知識や判断力を身につけ、主体的な消費者として持続可能な社会形成に参画していくことができるように策定した計画です。
閲覧方法/行政資料室(市役所本庁舎1階)、消費生活センター、市のホームページで

